

契約事務に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、契約に関する規則（以下「契約規則」という。）に基づき、一般財団法人札幌市職員福利厚生会（以下「この法人」という。）が締結する売買、貸借、請負その他の契約の事務の処理について必要な事項を定めるものとする。

第2章 指名競争入札

(指名競争入札の参加者の指名)

第2条 理事長は、指名競争入札を行うときは、契約規則第3条の競争参加者のうちから、4人（工事の請負契約以外の契約に関するものにあつては、3人）以上を指名する。

2 前項の規定にかかわらず、当該入札の競争参加者又は特殊な技術技能を要するため当該入札に参加できる者が4人（工事の請負契約以外の契約に関するものにあつては、3人）に達しない場合は、その全員を指名するものとする。

3 前2項の規定による指名競争入札の参加者の指名に係る手続等については、理事長が別に定める。

(指名競争入札の参加者の指名に係る通知)

第3条 理事長は、前条の規定により指名競争入札の参加者を指名したときは、次の事項について各被指名者に通知するものとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に必要な書類等を閲覧させる場所及び日時
- (3) 入札及び開札の場所及び日時
- (4) その他必要な事項

2 理事長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに、前項各号に規定する事項を各被指名者に通知するものとする。ただし、緊急を要するとき、その他やむを得ない事情があるときは、第2号に定める場合にあつては入札期日の2日前の日まで、第3号に定める場合にあつては入札期日の6日前の日までそれぞれ短縮することができる。

- (1) 入札に付する事項の予定額が500万円に満たない場合は、入札期日の2日前の日
- (2) 入札に付する事項の予定額が500万以上5,000万円に満たない場合は、入札期日の6日前の日
- (3) 入札に付する事項の予定額が5,000万円以上の場合は、入札期日の11日前の日

3 前項の場合において、工事の請負契約に係る指名競争入札にあつては、前条の規定による指名から入札までに、建設業法第20条に規定する期間以上の期間を設けなければならない。

(予定価格の決定)

第4条 理事長は、指名競争入札に付そうとするときは、当該入札に付する事項の価格を仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した予定価格調書を作成して封書にしたうえ、開札の際、これを開札の場所に置かなければならない。

2 予定価格は、指名競争入札に付する事項の価格の総額について定めるものとする。ただし、一定期間継続して行う売買、供給等の契約に係る場合であって、価格の総額を決定できないときは、単価について、その予定価格を定めることができる。

3 前2項の規定により予定価格を定める場合には、その物件又は役務の取引実例価格、需要の状況、履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする。

(入札の執行)

第5条 理事長は、入札を執行しようとする場合は、次に掲げる事項を記入した入札書を提出させなければならない。

- (1) 調達件名
- (2) 入札金額
- (3) 競争参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

2 理事長は、代理人が入札するときは、入札に際し、委任状を提出させなければならない。

3 入札者及び入札代理人は、同時に他の代理人として入札に参加することができない。

4 いったん提出した入札書は、書換え、引換又は撤回をすることができない。

5 入札は、入札執行者、入札補助者及び入札立会人により執行しなければならない。

(入札の延期、中止又は取り消し)

第6条 理事長は、必要と認めるときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことができる。

(入札人の失格)

第7条 次の各号の一に該当する場合は、その入札人は失格とする。

- (1) 入札人が所定の時刻までに入札会場に来ない場合
- (2) 入札参加資格のない者が入札した場合
- (3) 入札に関し不正な行為があった場合
- (4) 現場説明に参加しなかった場合
- (5) その他理事長が定める条件に違反した場合

(入札の無効)

第8条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札書に記名又は押印がなされていない入札
- (2) 入札書の入札金額を訂正した入札
- (3) 2以上の入札書を提出した者の入札

- (4) 入札書の内容が確認できない入札
- (5) 入札に関し不正の行為をした者の入札
- (6) その他この規程に定める入札に関する条件に違反した入札
(再度入札)

第9条 理事長は、開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をすることができる。ただし、再度の入札は2回を限度とする。

- 2 理事長は、前項の規定により再度の入札を行う場合は、予定価格その他の条件等を変更してはならない。

(再度入札の不調)

第10条 理事長は、前条の規定により再度の入札を2回まで行っても落札者がいないときは、入札を打ち切り、最低価格で入札した者の名及びその入札金額を発表し、入札参加者全員と価格交渉を行うものとする。

- 2 前項の規定により入札参加者全員と価格交渉を行う場合の契約方法は、随意契約となり、最低価格で入札した者から順に交渉を行うものとする。

- 3 理事長は、前2項の規定により再度の入札を2回及び価格交渉を行っても契約者が決定しないときは、仕様内容、予定価格等について再度検討を行い、改めて入札を行うものとする。

(落札者の決定)

第11条 理事長は、落札者が決定したときは、直ちにその旨を当該落札者に通知するものとする。

(落札の取消し)

第12条 理事長は、落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取消すものとする。

- (1) 契約の締結を辞退したとき、又は理事長の指定した期日内に契約を締結しないとき
- (2) 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
- (3) その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

第3章 随意契約

(随意契約)

第13条 契約規則第2条第3項第1号の規定による予定価格を理事長が定める額を超えないものとする場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 予定価格が、250万円を超えない工事又は製造の請負
- (2) 予定価格が、160万円を超えない財産の買入れ
- (3) 予定価格が、80万円を超えない物件の借入れ（予定賃借料の年額又は総額）
- (4) 予定価格が、50万円を超えない財産の売払い
- (5) 予定価格が、30万円を超えない物件の貸付け（予定賃借料の年額又は総額）
- (6) 予定価格が、100万円を超えない前各号に掲げるもの以外のもの

- 2 契約規則第2条第3項第5号の規定により随意契約による場合は、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
- 3 契約規則第2条第3項第6号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。
- 4 前2項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができることに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

(予定価格の決定)

第14条 理事長は、随意契約により契約を締結しようとするときは、第4条の規定に準じて予定価格を定めるものとする。ただし、予定価格が100万円未満のとき、及び価格が法令で定められているときその他理事長が特に必要がないと認めたときは、予定価格調書の作成を省略することができる。

(見積書の徴取)

第15条 理事長は、随意契約により契約しようとするときは、3人以上から見積書を徴するものとする。

- 2 前項の規定により見積書を徴するときは、契約規則第3条に規定する競争参加者の資格を有するものを相手方とする。
- 3 理事長は、第1項の規定により見積書を徴するときは、第3条第1項各号に準じた事項をあらかじめ相手方に通知するものとする。

第4章 契約の締結

(契約書の記載事項)

第16条 理事長は、契約規則第5条に規定する契約書に契約の目的、契約金額、履行期限、契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により必要のない事項については、省略することができる。

- (1) 契約金額の支払方法
- (2) 監督及び検査
- (3) 履行の遅延その他不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金及び入札談合等不正行為があった場合における違約金
- (4) 契約の解除に伴う賠償金
- (5) 契約に関する紛争の解決方法
- (6) その他必要な事項

(契約書の省略)

第17条 理事長は、契約規則第5条ただし書きに規定する契約書の作成を省略する場合は、次の各号の一に該当する場合の契約をいう。

- (1) 物品の購入、製造の請負、借受又は修繕（改造を含む。）その他の契約で理事長が別に定めるものをするとき
- (2) 随意契約において、法令等に基づき取引価格が定められているとき、若しくは、特定の

取引価格によらなければ購入することが不可能又は著しく困難であるとき

(3) 物品等を売り払う場合において、買受人が代金を即納して当該物品等を引き取るとき

第5章 工事、製造その他の請負契約の締結

(工事請負の契約書)

第18条 第16条の規定にかかわらず、工事の請負契約にあつては、契約書に記載する事項は、建設業法第19条第1項各号に掲げるものとする。

(共同請負)

第19条 工事、製造その他の請負であつて、その規模等により理事長が必要と認めて特に指定したものについては、2以上の請負人が共同連帯してこれを請け負い、施行すること（以下「共同請負」という。）ができるものとする。

2 前項に定めるもののほか、共同請負に関し必要な事項は、その都度理事長が定める。

第6章 購入、修繕又は改造及び賃貸借契約の締結

(不動産購入の契約書等)

第20条 不動産の購入に関する契約書等には、第16条各号に掲げるもののほか、次の事項を記載する。

- (1) 移転登記を要するときは、その方法及び経費の負担区分
- (2) 当該不動産に他の権利が設定されているときは、その処理方法
- (3) 引き渡された当該不動産が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであることが発見されたときの処理方法

(動産購入の契約書等)

第21条 動産の購入に関する契約書等には、第16条各号に掲げるもののほか、次の事項を記載する。

- (1) 納入の時期及び場所
- (2) 代金を分割払とするときは、その額及び方法
- (3) 分割履行させるときは、その方法

(動産の修繕又は改造の契約書等)

第22条 前条の規定は、動産の修繕又は改造に関する契約書等について準用する。

(賃貸借の契約書等)

第23条 賃貸借に関する契約書等には、第16条各号に掲げるもののほか、次の事項を記載する。

- (1) 賃貸借期間
- (2) 引渡場所
- (3) 賃貸借料金の額及びその支払期日並びに契約解除の条件となる遅滞期間
- (4) 賃貸借の期間中及び返還の際に履行すべき事項
- (5) 転貸の許否

第7章 契約の履行

(契約の解除)

第24条 理事長は、契約の相手方がその契約を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過したときにおける契約の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなく、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 契約の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 契約の相手方が契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の一部の履行が不能である場合又は契約の相手方がその契約の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約の目的を達することができない場合において、契約の相手方が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、契約の相手方が契約の履行をせず、理事長が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 契約の締結若しくは履行又は入札に関し、契約の相手方が不法の行為又はこの規程に違反する行為をしたとき。
- (7) 契約の相手方が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団員等」という。）に該当すると認められるとき。
 - イ 相手方が暴力団員等であることを知りながら、再委託契約、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他のこの法人と締結している契約に関連する契約（ウにおいて「関連契約」という。）を締結したと認められるとき。
 - ウ 暴力団員等と関連契約を締結していた場合（イに該当する場合を除く。）に、理事長がその関連契約の解除を求めたにもかかわらず、契約の相手方がこれに応じなかったとき
 - エ アからウまでに掲げる場合のほか、契約の履行に当たり、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないよう理事長が必要な措置を講じることを求めたにもかかわらず、正当な理由がなく、契約の相手方がこれに応じなかったとき。
- (8) その他契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

3 理事長は、次のいずれかに該当する場合は、第1項の催告をすることなく、直ちに契約の一部を解除することができる。

- (1) 契約の一部の履行が不能であるとき。

(2) 契約の相手方が契約の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

4 契約の相手方の責めに帰する事由により契約を解除したときは、その契約保証金は、この法人に帰属するものとする。ただし、理事長が特に必要と認めた場合に限り、契約保証金の帰属について別の約定をすることができる。

第24条の2 理事長は、契約の不履行がこの法人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前条第1項、第2項又は第3項の規定による契約を解除することができない。

(違約金)

第25条 契約の相手方の責めに帰する事由により契約の履行が遅延したときは、契約の相手方は、その遅延日数に応じ、契約金額に次項に規定する違約金の率を乗じて計算した額を違約金として納入しなければならない。

2 違約金の率は、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率とする。ただし、違約金の率について特に約定したときは、その率による。

3 契約により期日を定めて分割履行する場合は、第1項の違約金は、その分割量に応ずる契約金額を基準とする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。

4 前3項の規定により計算した違約金の額が100円未満であるときは違約金を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

(不可抗力による延期及び不能)

第26条 契約の相手方は、天災その他不可抗力によって履行遅延のおそれが生じ、又は履行不能となった場合には、直ちにその理由を示して履行の延期又は履行の不能を理事長に申し出なければならない。

2 理事長は、前項の規定による申出を受けた場合は、履行の延期、契約の解除等所要の措置をとるものとする。

(権利義務の譲渡制限)

第27条 契約の相手方は、契約に基づく権利義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ理事長の承認を得たときは、この限りでない。

(監督又は検査の委託)

第28条 理事長は、特に必要があるときは、この法人の職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせることができる。

第8章 工事、製造その他の請負の契約の履行

(着手の届出)

第29条 理事長は、請負人が工事に着手したときは、直ちに書面をもってその旨を届けさせなければならない。ただし、理事長が特に認めた場合は、この限りでない。

(工事工程表及び請負代金内訳書)

第30条 理事長は、請負人に工事工程表及び請負代金内訳書を作成させ、契約締結後5日以内に提出させなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 理事長は、前項の規定により提出された工事工程表及び請負代金内訳書の内容について工事施行に支障を及ぼすような部分を認めたときは、これを訂正させることができる。

3 第1項の工事工程表及び請負代金内訳書は、理事長が特に認めた場合は、提出しないことができる。

(工事施行上の義務)

第31条 請負人は、工事施行に際し、監督員の指揮監督に従わなければならない。

2 請負人は、自ら工事施行に従事し、又は現場代理人及び工事現場における工事の施行の技術上の管理をつかさどる者を定め、これに従事させなければならない。

3 理事長は、請負人が前項の規定により現場代理人等を定めたときは、その旨を届け出させなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

4 請負人は、工事に要する物件のうち契約書等で特に指定されたもの及び施行場所については、監督員の検査又は指示を受けた後でなければ使用してはならない。

5 工事しゅん功後において検査を行うことが困難であると認めて理事長が指定した部分については、請負人は、その部分の施行が完了した都度検査を受けなければならない。

6 理事長は、請負人が前2項の規定による検査又は指示を受けないで使用又は施行を継続したときは、当該請負人の責任において工事目的物を破壊させ、検査をすることができる。

7 理事長は、請負人が工事施行のために使用している従事者等で、工事の施行又は管理につき著しく不適当と認められるものについては、当該請負人に対して、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(工事の一時中止及び内容の変更)

第32条 理事長は、必要があると認めるときは、工事の一時中止又は内容の変更をすることができる。この場合において、理事長は、相当と認めるところにより契約期間を伸縮することができる。

2 理事長は、前項の規定による工事内容の変更に伴い請負代金額を増減したときは、その増減割合に応じて契約保証金を追徴し、又は返還する。ただし、理事長が別に定めるときは、この限りでない。

3 第1項の規定による工事の一時中止又は内容の変更により契約事項に変更を生じた場合は、理事長は、請負人に指定する期間内に請書を提出させなければならない。

4 請負人は、次に掲げる場合においては、契約を解除することができる。

(1) 第1項の規定による工事の一時中止の日数が契約期間の日数の2分の1（当該契約期間の日数の2分の1が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、工事の一部のみが中止された場合にあつては、その中止された部分を除く他の部分の工事が完成した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないときに限る。

(2) 第1項の規定による工事内容の変更により請負代金額がその3分の1以下となったとき。

5 前項の規定により請負人が契約を解除したときは、この法人は、契約保証金を返還し、なお請負人に当該契約の解除による損害が存するときは、その損害を賠償するものとする。

(しゅん功検査)

第33条 理事長は、請負人が工事を完成したときは、直ちに書面をもってその旨を届け出させなければならない。

2 理事長は、前項の規定による届出を受けたときは、その日から起算して14日以内（特別の事由により請負人との間に別に定めがあるときは、21日以内）にしゅん功検査を行うものとする。

3 請負人は、理事長が特に認めた場合を除き、前項のしゅん功検査に立ち会わなければならない。

4 理事長は、しゅん功検査の際必要があると認めたときは、工事目的物の一部を破壊して検査することができる。この場合において、破壊及び回復に要する費用は、請負人の負担とし、そのために履行期限を超えたときは、請負人の責めに帰する事由により遅延したものとみなす。

（契約不適合の措置）

第34条 しゅん功検査に際し、工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであることが発見されたときは、請負人の責任において、補修その他の当該工事目的物を契約の内容に適合させるために必要な措置を講じなければならない。ただし、やむを得ない場合であって理事長が時に認めたときは、請負代金額を相当額減じてそのまま受け取ることができる。

2 前項本文の場合には、更に前項の措置を講じるために必要な日数について取り決めるものとする。ただし、当該取決めは、履行期限を経過した場合における第25条の規定の適用を妨げるものではない。

（工事目的物の引渡し）

第35条 請負人は、工事目的物がしゅん功検査に合格したときは、速やかに当該工事目的物を引き渡さなければならない。

（跡請保証及び手直工事の誓約）

第36条 理事長は、工事目的物の引渡しの際必要があると認めたときは、請負人に一定の期限を付して跡請保証及び手直工事の誓約をさせることができる。

2 前項の誓約をした場合において、理事長が必要と認めたときは、請負人は、跡請保証金を納めなければならない。

3 跡請保証金は、理事長が適正と認める額とし、請負代金の受領と同時に別に定める方法により納付しなければならない。この場合において、請負人は、契約保証金を跡請保証金に充当することができる。

4 請負人は、第1項の誓約をしたときは、同項に定める期限内に当該誓約から生ずる義務を履行しなければならない。

5 跡請保証金は、請負人が前項の義務を履行した後速やかに返還する。

6 請負人が第4項の義務を履行しないときは、跡請保証金は、この法人に帰属するものとする。

（工事目的物の部分使用）

第37条 理事長は、第35条の規定による引渡し前であっても、特に必要があると認めるときは、請負人の同意を得て工事目的物の全部又は一部を使用することができる。

(請負代金の支払)

第38条 請負代金は、工事目的物の引渡しを受けた後に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、請負代金額が50万円以上の工事にあつては、請負人の請求により部分検査を行い、請負代金額のうち部分検査に合格した既成部分に係る額（以下「既成部分額」という。）が30万円を超えるごとに既成部分額の10分の9以内の額を部分払として支払うことができる。ただし、理事長が特に必要と認めた場合にあつては、既成部分額の範囲内で、その10分の9を超える額を支払うことができる。

3 理事長は、工事仮設物並びに工事現場に搬入した工事材料及び製造工場等にある工場製品（監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては契約書等で部分払の対象とすることを指定したものに限り。）については、これを部分検査に合格した既成部分とみなすことができる。

4 第2項の部分検査は、しゅん功検査の実施を妨げるものではない。

(既成部分等の帰属)

第39条 理事長は、この法人及び請負人双方の責めに帰することができない事由によって工事の請負契約の履行が不能となったとき、及び第24条第1項、第2項若しくは第3項又は第32条第4項の規定により工事の請負契約が解除されたときは、打切検査を行う。この場合において、当該打切検査に合格した既成部分並びに部分払の対象となった工事材料及び工事製品は、この法人の所有とする。

2 理事長は、前項の規定によりこの法人の所有となった既成部分等の引渡しを受けたときは、請負人に対してその対価を支払うものとする。

(製造の請負の履行)

第40条 第30条及び第32条から前条までの規定は、製造の請負の場合について準用する。この場合において、第33条第2項中「14日以内」とあるのは、「10日以内」と、第34条第1項中「又は品質」とあるのは、「品質又は数量」と読み替えるものとする。

(その他の請負の履行)

第41条 第33条（第4項を除く。）及び第38条第1項の規定は、工事及び製造以外の請負の場合について準用する。この場合において、第33条第1項中「直ちに書面をもって」とあるのは「直ちに」と、同条第2項中「14日以内」とあるのは「10日以内」と、第38条第1項中「工事目的物の引渡しを受けた」とあるのは「契約の履行」と読み替えるものとする。

第9章 購入、修繕又は改造及び賃貸借の契約の履行

(購入又は賃貸借に係る動産の引渡し等)

第42条 契約の相手方が購入又は賃貸借に係る動産を引き渡すときは、あらかじめ指定場所に搬入し、理事長にその旨を通知するものとする。

2 理事長は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に当該購入又は賃貸借に係る動産の検査を行うものとする。

3 第33条第3項及び第4項、第34条並びに第35条の規定は、購入又は賃貸借に係る動産の検査、引渡し等について準用する。この場合において、第34条第1項中「又は品質」とあるのは、「、品質又は数量」と読み替えるものとする。

(動産の購入代金の支払)

第43条 動産の購入代金は、契約の履行後に支払う。ただし、分割して引き渡すことができるものは、引渡し分に応じて分割払をすることができる。

(動産の修繕又は改造の履行)

第44条 前2条の規定は、動産の修繕又は改造の場合について準用する。

(動産の売払い)

第45条 動産を売り払う場合には、代金の受納後にその動産を引き渡すものとする。ただし、理事長は、価格が100万円を超えるものについては、その10分の8以下の額を月賦払又は年賦払とすることを認めることができる。

2 買受人は、契約締結後5日以内に代金を支払い、その動産を引き取らなければならない。

3 理事長は、前2項の規定にかかわらず、取引上の慣行その他売払代金の受納前に動産の引渡しを行うことを必要とするやむを得ない事由があると認めるときは、確実な担保を提供させ、又は利息を付して、売払代金の受納前に動産を引き渡すことができる。

4 理事長は、前項の場合において、特に担保を提供させることが必要でないと認めるとき、又は利息を付することが適当でないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、担保の提供を免除し、又は利息を付さないことができる。

第10章 補則

(補則)

第46条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

2 前項の規定により理事長が別に定めるもののほか、この規程に定めのない事項については、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領、札幌市工事施工規程及び札幌市小額工事の施行及び契約事務の適正化に関する規程を参考とするものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。